

農業ITシステムで用いる生育調査等の項目に関する個別ガイドライン（第3版）

〔 令和 2 年 5 月 2 2 日 〕
官民データ活用推進基本計画
実 行 委 員 会 報 告

改定履歴

版	更新日	更新概要
1	平成30年4月17日	新規策定
2	平成31年3月22日	うんしゅうみかん、りんごの生育調査等の項目を整理
3	令和2年5月22日	生育ステージ及び生育調査項目に、最上位の階層として、品目名を追加。 生育ステージ76項目、生育調査311項目に一意的コードを付与。

1. ガイドラインの目的等

1.1 背景・目的

我が国の農業分野においては、大規模経営体を中心に生産管理の効率化等の有力な手段として IT(Information Technology)の利活用が進みつつあり、それに伴って、異なる農業 IT システム間でデータを共有・比較するなど、いわゆる、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に対するニーズが高まっているところである。また、農業情報の相互運用性・可搬性が確保されれば、農業 IT システムから得られた情報をビッグデータ解析することにより、新サービスや新事業の創出につながることも期待される場所である。

以上のような状況を踏まえ、農業情報の相互運用性・可搬性の確保を目的として、農業 IT システムの現状把握を行い、優先的に標準化に取り組むべきと考えられる項目として「生育調査等の項目」を抽出した（「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」参照。）。

本ガイドラインは、国内の農業 IT システムで用いる生育調査等の項目について規定するとともに、関連項目についても参考情報として記述するものである。

1.2 生育調査等の項目とは

生育調査等の項目とは、国内の農業 IT システムで用いる栽培管理工程に関する項目として、標準として用いることが望ましい基本的な項目のことをいう。例えば、出穂期、収穫期等の生育ステージごとに葉色や穂数等に関する生育調査等の一連の項目である。

1.3 生育調査等の項目の標準化の意義

農作業情報や作物の生育に関する情報の記録・管理等を行う多種多様な農業 IT システムで使用される生育調査等の項目に関しては、各農業 IT ベンダー間で項目の標準化がなされておらず、生産者が個々に入力・作成している状況であり、同じシステムであってもユーザ間で項目・定義が異なることから互換性が十分に確保できていない。また、同一の生育調査等の項目を記録する場合であっても記述する項目が異なる場合も存在する。

そこで、生育調査等の項目について、標準として用いることが望ましい基本的な項目をガイドラインとして示すとともに、これを普及することにより、生育調査等の項目のデータ比較等に寄与していくものと考えられる。

1.4 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、農業 IT ベンダーが生産者向けに提供する農業 IT システムで用いる生育調査等の項目を対象とする。

1.5 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、第2版策定後、有識者の意見等を踏まえ、第3版として策定した

ものである。

2. 生育調査等の項目に関するガイドライン

2.1 生育調査等の項目の整理

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の「植物特性評価マニュアル」、登録農薬情報における使用時期等、日本作物学会の「作物調査基準」、園芸情報センターの「施設と園芸」、農村漁村文化協会の「新版図集果樹栽培の基礎知識」及び各都道府県が公表している農作物調査基準、生産指導要項を参考として、生育調査等の項目を以下のとおり整理した。

2.1.1 収量構成要素にかかる主な生育調査項目の関係図

水稲、トマト、いちご、について、生産者が測定している項目及び収量構成要素を優先順位の高位で整理した上で、優先順位の高い生育調査項目の関係を整理した。

2.1.2 主要項目

水稲、トマト、いちご、について、収量構成要素にかかる主な生育調査項目の関係図を基に、生育ステージ及び生育調査項目について、参考とした出典における定義、測定単位等を整理した。

2.1.3 全体

水稲、トマト、いちご、について、作付けから収穫までの生育ステージに沿って、生育ステージ及び生育調査項目について、参考とした出典における定義、測定単位等を整理した。

うんしゅうみかん、りんご、について、通年の生育ステージに沿って、生育ステージ及び生育調査項目について、参考とした出典における定義、測定単位等を整理した。

水稲、トマト、いちご、うんしゅうみかん、りんご、について、生育ステージ及び生育調査項目に、最上位の階層として、品目名を追加した。

2.1.4 コード付与

水稲、トマト、いちご、うんしゅうみかん、りんご、について、生育ステージ 76 項目、生育調査項目 311 項目に一意のコードを付与した。

2.2 ガイドラインの運用

生育調査等の項目に関する情報の記録・管理等を行う農業 IT システムを提供する企業、研究機関等は、システムの構築・バージョンアップを行う際に、本ガイドラインに準じ

た項目をあらかじめシステムに登録しておくことや、利用者に対し本ガイドラインに準じた用語の使用を推奨することが望ましい。

また、生育調査等の項目に関する情報の記録・管理等を行う農業 IT システムを利用する農業経営体は、本ガイドラインに準じた項目を使用することが望ましい。

2.3 留意事項

本ガイドラインは、今後、有識者の意見等も踏まえ、適宜更新を行う。